

令和8年度 こども家庭相談員（会計年度任用職員）募集要項

◆ 応募資格

ひとり親家庭及び寡婦の自立支援、女性の自立支援や保護支援、家庭児童福祉の増進に理解と意欲があり、相談業務に熱意をもってあたる方で、次のいずれかの要件に該当し、パソコン（エクセル・ワード・個別システム等）を使ってデータ入力や資料作成ができる方

- 自治体や女性保護施設等で相談員（母子・父子自立支援員・女性相談支援員・家庭児童相談員等）の相談業務に従事した経験のある方
- 社会福祉士の資格を有する方
- 教員、保育士として従事した経験のある方
- 学校教育法に基づく大学又は、旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方

◆ 募集人数 若干名

◆ 主な職務内容

家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談支援等、ひとり親家庭（今後、ひとり親家庭となる家庭を含む）・寡婦の自立に必要な支援、女性に関する支援等

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に定める業務
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金の貸付・償還等に関する事務処理、相談支援
- ひとり親への職業能力の向上及び求職活動等就業についての情報提供、相談支援
- 子どもの養育等に関する相談支援
- 児童虐待に関する通告受付
- 窓口業務の補助

研修、会議、相談対応等により市内外への出張あり

◆ 任期

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで。
評価によって、令和9年度以降の再度の任用有

◆ 勤務場所

次の3か所のいずれか

緑区合同庁舎

ウェルネスさがみはら

南保健福祉センター

◆ 勤務日及び勤務時間

- 勤務日：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）までのうち、指定した4日間
- 勤務時間：午前9時から午後5時まで
- 休憩時間：原則として正午から午後1時までの1時間（勤務場所の所属長が指定する時間）

※相談内容によっては、時間外勤務が発生する場合があります。

※業務の都合上やむを得ない場合は、所属長が勤務日を別に指定することがあります。

◆ 報酬額

月額24万2000円から（期末手当、勤勉手当、社会保険、雇用保険あり）

※記載の報酬額については、例規改正により、変更される場合があります。

※住所地から勤務場所までの道程が2km以上の場合に限り、通勤に係る費用に相当する額を支給します。
（上限あり）

※時間外勤務が発生した場合には、上記報酬額とは別に時間外手当を支給します。

◆ 申込期間及び申込方法

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで（必着）

【提出書類】

- 会計年度任用短時間勤務職員選考申込書（写真貼付）
 - 面接カード（手書きで記入する場合は、黒インク又はボールペンを用いてかい書で記入）
 - 資格や卒業を証する書類の写し（応募資格が社会福祉士資格の保有又は大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科等を卒業していることに該当する場合のみ）
- 上記の書類を期限までに下記応募書類送付先へ郵送してください。

◆ 採用の決定方法

面接により決定します。

面接は令和8年7月15日（水）から7月23日（木）までのいずれかの日に予定しています。

面接日程・会場の詳細は、7月初旬に通知します。

◆ その他

○ 合否結果は、応募者全員にお知らせします。

○ 応募された会計年度任用短時間勤務職員選考申込書及び応募の動機、応募資格を証する書面の写しは返却いたしません。

○ 会計年度任用短時間勤務職員選考申込書の「その他」欄に下記事項の記載をお願いします。

- ・ パソコン操作（エクセル・ワード等によるデータ入力や資料作成）の可否

◆ 問い合わせ先及び応募書類送付先

相模原市役所 こども家庭課 家庭福祉班

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042（769）9811（直通）

以 上